

藤沢市奨学金給付審査委員会規程の一部改正について
藤沢市奨学金給付審査委員会規程の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）8月12日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

- 1 改正する規程
別紙のとおり
- 2 施行期日
公表の日

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する規則の題名改称に伴い、所要の改正をする必要による。

藤沢市教育委員会訓令甲第 号

庁 中 一 般

出先機関一般

藤沢市奨学金給付審査委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年8月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 將 宏

藤沢市奨学金給付審査委員会規程の一部を改正する規程

藤沢市奨学金給付審査委員会規程（平成29年藤沢市教育委員会訓令甲第3号）
の一部を次のように改正する。

第6条中「藤沢市非常勤職員の報酬等に関する規則」を「藤沢市非常勤の特別職
職員の報酬に関する規則」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

藤沢市奨学金給付審査委員会規程(平成29年教育委員会訓令甲第3号)新旧対照表

改正後 (案)	現行
<p>○藤沢市奨学金給付審査委員会規程 平成29年3月13日 教委訓令甲第3号</p> <p>(中略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第6条 藤沢市奨学金給付審査委員の報酬額は、<u>藤沢市非常勤の特別職職員の報酬に関する規則</u>(昭和43年藤沢市規則第22号)第2条第3項に規定する額とする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>附 則(令和4年教委訓令甲第●号)</u> <u>この規程は、公表の日から施行する。</u></p>	<p>○藤沢市奨学金給付審査委員会規程 平成29年3月13日 教委訓令甲第3号</p> <p>(中略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第6条 藤沢市奨学金給付審査委員の報酬額は、<u>藤沢市非常勤職員の報酬等に関する規則</u> (昭和43年藤沢市規則第22号)第2条第3項に規定する額とする。</p> <p>(中略)</p>